

# 第49回 小野まつり業務委託業者募集要項

## 1. 趣旨

小野まつり検討委員会では、第49回小野まつりの業務委託にあたり、質の高い企画を作成及び円滑かつ効率的に業務を行うため、専門的知識及び技術を有する民間業者に該当業務を委託することとし、委託業者をコンペ方式にて特定します。

## 2. 計画策定者特定の概要

### (1) 主催者 小野まつり実行委員会

### (2) 特定の方式

①1次審査（書類審査） ②オリエンテーション ③提案コンペの順に実施します。

1次審査合格者に対して「仕様書」を提示し、オリエンテーション後、提案コンペにて企画内容、推進体制、その他（環境配慮等）の提案を受け評価します。

評価は第49回小野まつり検討委員会が行います。

なお、各選定過程の合否の結果については、応募者への通知により実施し、公表しません。

## 3. 業務実施上の条件等

### (1) 応募者の資格

応募の資格を有する者は、次の項目の全てに該当するものとします。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格制限に該当しない者。

② 兵庫県および近隣府県内に本店を有する者又は兵庫県および近隣府県内に支店、営業所等を有する者で、支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人をおいている法人。

③ 2022年4月1日以降に、一括受注で500万円以上のイベントの会場設営・運営管理を締結し、誠実に履行した実績を有する者。

④ 在所の地方公共団体が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税について未納のないものであること。

⑤ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされていない者。

⑥ 代表者及び受任者が、成年被後見人・被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（1991年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同法同条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、小野市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

## (2) 応募に対する制限

- ① 複数の企業の連合体による応募はできません。
- ② 次の各項目に該当する者又は該当する者から支援を受けることはできません。
  - ア 小野まつり検討委員会の委員及びその家族
  - イ 小野まつり検討委員会の委員及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者
  - ウ 主催者の組織に所属する者

## 4. その他

- (1) 今回のコンペにより、第49回（2026年8月22日・23日）小野まつりの委託業者を特定する。

## 5. 1次審査提出書類

- (1) 概要調書（別紙様式1, 2）
- (2) 納税証明書（2024年度分 写し可）
  - ① 国税（様式その3の3 ※「法人税」と「消費税及び地方消費税」）
  - ② 市税（在所の地方公共団体の独自様式 ※法人市民税及び固定資産税）

## 6. 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 概要調書（別紙様式1, 2）及び納税証明書

2026年1月21日（水）15:00までに下記事務局へ持参又は郵送にて提出

小野まつり検討委員会事務局  
(特定非営利活動法人 北播磨市民活動支援センター)  
担当：前田・古谷・大塚  
〒675-1366  
小野市中島町72 小野市うるおい交流館エクラ内  
TEL 0794-63-8156 FAX 0794-62-2400